

○ 経済産業省令第七号
環境省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年 経済産業省令第一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行つてゐる口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されてゐる算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この省令による廃止前の割当量口座簿の運営等に関する省令の規定は、なおその効力を有する。